

仕 様 書

委託業務名

桜木霊園合葬墓納骨棚設置業務委託

1 仕様の概要

桜木霊園合葬墓の納骨棚とは、骨壺の収容能力および利便性を最大限発揮させるため、鋼製の棚（軽量棚）を納骨室内に適宜配置し、骨壺を収納・保管をする際に、より効率よく行え、人為的および地震等による棚の転倒防止を考慮し、作業者の安全を総合的に考慮したものとする。

なお、納骨棚は、一般的な保管棚とは異なり、墓地の一部として、「焼骨」を安全に長期保管する機能を担うものであることから、より高い耐久性を付与されたものとする。

2 実施場所

千葉市桜木霊園（千葉市若葉区桜木1丁目38番1号）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月15日までとする。

4 委託業務内容

仕様およびレイアウトは参考図に基づき、以下の構造等を有する納骨棚を指定した場所に設置し、また、必要な数の照明装置を設置する。

その他、納骨棚の設置に必要な業務は、担当官の指示によるものとする。

5 収納物

(1) 収納物は骨壺入り桐箱(W244×D244×H281)とし、重さは1箱あたり6.5kgとする。

(2) 収納物は別紙参考図 E ブロックに1,452個収容できること。

6 構造

(1) 基本構造は、支柱、ベース、間口ビーム、奥行ビーム、棚板及び棚受による構成とする。

ア 基礎は鋼製とし、支柱と緊結するものとする。

イ 基礎は曲げ加工し、床固定金具を兼用もしくは取付するものとする。

ウ 床固定のアンカーは転倒による引抜きに十分耐えられるものとする(M8以上とする)。

(2) 棚部(支柱、天地板・棚板・棚受・(背板)等により構成)

- ア 支柱はねじれや組立剛性の高い 40mm×40mm 以上のC型リップ付き断面とし、板厚は 1.6 mm以上とする。支柱の抜き穴の横には、段替え時の目安となるように 100 mmピッチで丸穴が設けられていること。
- イ 支柱には、間口ブレースや奥行ブレースで構造補強が容易に後施工できる取付穴が設けられていること。
- ウ 棚板は、1 段当たり 60 kg以上の耐荷重を有すること。
- エ 棚板はたわみ防止のため、カマチ厚 35 mm以上とし 25 mm以下間隔で容易に架け替えが可能な構造であること。
- オ 各段の棚板は、一枚物とする。
- カ 棚に収容物の落下防止対策(落下防止バー)を設ける事(W1595 : φ13.8 以上、W1075 : φ9 以上)。また、背面には 25 mm以下間隔で容易に架け替えが可能な背板を設けること。
- キ 埋蔵位置を示す文字を記載した金属製棚板見出しを作成し取り付けること。
- ク 各収容物の位置を示す文字を記載した金属製棚板見出しを作成し取り付けること。

7 加工

- (1)鋼材は錆・亀裂・歪みのないものを使用し、すべて機械加工を行い、切断面のバリは除去して、傷あるいは亀裂が生じないように精密かつ優美に加工する。
- (2)溶接を必要とするものは、専用治具およびゲージを使用し抵抗溶接にて行う。
- (3)見えがかりの溶接面は、ヤスリあるいは電気サンダーに依り平滑に仕上げる。

8 塗装

表面処理

- (1) 表面処理を行う素地は、脱脂剤その他によって油脂などの汚れを十分に除去すること。
- (2) 鋼板は、加工完了後、防錆被膜を形成した後に塗装する。
- (3) 塗装は、アクリル焼付塗装とし、塗膜がこれと同等以上の硬さ及び耐久性のある塗料を使用する。
- (4) 塗装面は、平滑で塗膜の厚さ、光沢、色調が均一で、塗りむら、たれなどの欠点があってはならない。
- (5) 軽量棚に使用する塗料は、ホルムアルデヒド放散量が F☆☆☆等級の規定値以下のものとする。
- (6) 色調は、ホワイトグレーを基調とすること。

9 安全性

骨壺および作業者の財産および安全を確保するため、納骨棚の転倒防止対策を講じること。

- (1)納骨棚(軽量棚)は、M8 のオールアンカーにて強固に床固定を行うものとする。
- (2)納骨棚(軽量棚)は、M8 のオールアンカーにて強固に壁固定を行うものとする。

- (3)納骨棚(軽量棚)は、転倒防止のために天ツナギを行うものとする。
- (4)納骨棚(軽量棚)は、背中合う棚同士の支柱を連結するものとする。
- (5)納骨棚(軽量棚)は、仕切板を設置するものとする

10 その他

- (1)軽量棚は JIS S 1039(書架・物品棚)の規格に準じたものとする。
- (2)主要鋼材および部品等は、JIS 規格品または同等品を使用すること。
- (3)軽量棚は、別紙参考図面の品もしくはその他同等品を使用すること。
- (4)段数変更や余剰部材の転用のため、既存部品を転用できる仕様であること。
- (5)製作の前に承認図面を提出し、承諾を得ること。
- (6)施設内の壁面等にある点検口は使用できる状態を保つように配置すること。
- (7)照明装置は天ツナギに設置し、100V・10.8A 以内で作業に支障のない明るさとする
こと。
- (8)棚間の通路幅は、ひと 1 人が通れる幅(70 cm以上)とすること。
- (9)本仕様書に記載のない事項、あるいは不明な点がある場合は、別紙図面を参考と
すること。
- (10)本署仕様書および別紙参考図面にも記載のない事項、あるいは、不明な点がある
場合は、発注者受注者双方の協議により決定するものとする。